

第2期中期目標期間（見込）の業務実績に関する評価に係る意見

令和5年7月31日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市地方独立行政法人
大阪市民病院機構評価委員会
委員長 西田 俊朗

意見書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第4項に基づき、地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

第2期中期目標期間の業務については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、全体として、計画どおり進捗しており、中期目標を達成できる見込である。

第2期中期目標期間では、各病院等において診療機能のより一層の充実・強化や患者サービスの向上、地域医療連携の推進など大阪市の医療施策として担うべき役割の実施に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、行政からの要請に基づき、通常医療との両立を図りながら公的医療機関として求められる役割を果たされた。また、法人全体としても優秀な人材の確保と育成などに取り組むとともに、業務運営の効率化など、法人経営の基盤強化に努めた点は高く評価できる。

さらに、中期目標の達成に向け、理事会、院内委員会等を定期的に開催し、活発な議論を展開するとともに迅速な意思決定を図った。各病院においては、業務運営の改善や効率化に向け、病院長をはじめとする病院幹部が職員に経営状況等を発信するとともに病院運営の課題を共有し、対応策の検討を行い、長期的視点に立った質の高い経営の実現に取り組まれた。

今後も効率的・効果的な病院運営と経営基盤の強化により一層努め、質の高い医療を提供し、市民の信頼に応えられたい。

以上